

災害医療体制

新潟県中越沖地震への対応について

7月16日(月)

- 10:13 地震発生
- 30 新潟県が広域災害救急医療情報システム(EMIS)を災害運用に切替
- 33 EMISにより全国のDMATに待機要請
- 11:05~ 新潟県のDMATが出動(新潟市民病院・村上総合病院)
- 55 日本医科大学千葉北総病院DMATにドクヘリでの派遣要請
- 13:12 日本医大千葉北総病院(千葉県)DMATがドクヘリで長岡赤十字病院着
- 13:35 最初のDMAT(新潟市民病院)が刈羽郡総合病院へ到着
病院支援、トリアージを開始
- 13:50 刈羽郡総合病院から長岡赤十字病院へ自衛隊ヘリ(CH-47)で2名搬送
- 14:02 厚生連村上総合病院が刈羽郡総合病院へ到着
- 14:19 刈羽郡総合病院に患者が殺到していることを受け、新潟県からの要請により、EMISを通じ、隣接県のDMATは刈羽郡総合病院に参集するよう要請(指導課経由)
- 15時以降 刈羽郡総合病院へ各地からDMATが集まり始める。
- 15:45 左大腿骨開放骨折患者を刈羽郡総合病院から千葉北総病院のドクヘリで新潟県庁臨時ヘリポートへ搬送(患者は救急車により新潟大学へ搬送)
- 19:14 千葉北総病院ドクヘリのミッションの終了決定
(この間15都県42チームが活動)

7月18日(水)

- 10:00 災害急性期におけるDMATとしての活動は終了(発災から概ね48時間)

新潟中越沖地震への対応について EMISを通じてのDMAT待機をお願い

→ 全国のDMAT隊員、救命救急センター、
災害拠点病院、都道府県 等

No.	レベル	タイトル (通報日時)	
		手段	通報者
1036	緊急	新潟県上中越沖地震 (2007/07/16 10:33:58)	
		メール,FAX	厚生労働省医政局指導課

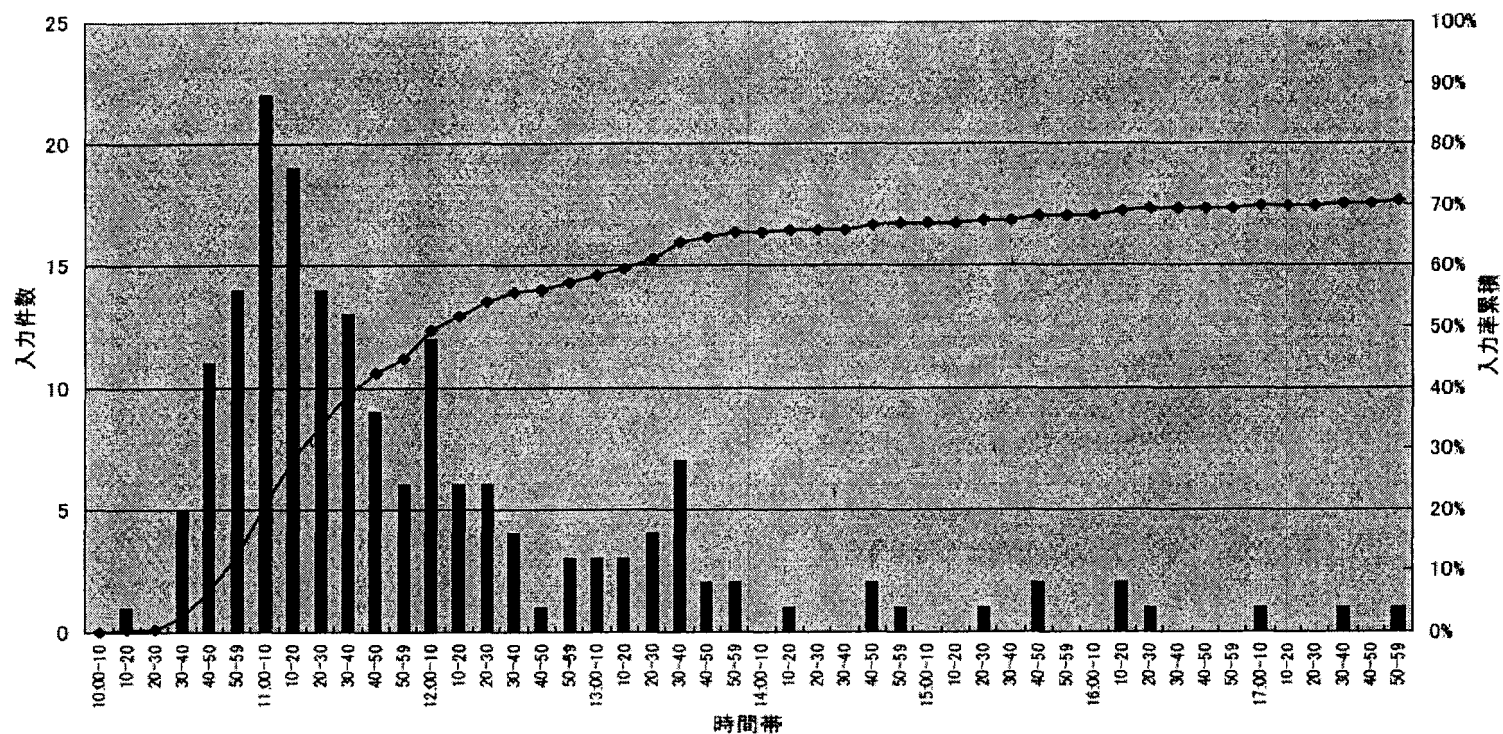
内容
新潟県上中越沖で大きな地震(震度6強)がありました。 傷病者多数発生等可能性がありますので、ニュース等を注視いただくとともに、DMATの出動が必要となる可能性ありますので、病院において待機をお願いします。

新潟中越沖地震への対応について EMISによるDMAT活動状況の入力率

【新潟県中越沖地震】DMAT活動状況入力率

平成19年7月16日(月) 10時～18時

時間帯別入力率:全国



※2007年7月16日新潟県中越沖地震発生後にDMAT活動状況入力を実施した医療機関数の時系列推移
 ※対象医療機関:日本DMAT隊員養成研修受講医療施設(255機関)

新厚発第21号
平成19年 7月25日

内閣総理大臣 安倍 晋三 様

新潟県厚生農業協同組合連合会
経営管理委員会会長 柳澤 武



新潟県厚生農業協同組合連合会
刈羽郡総合病院
病院長 小林



新潟県中越沖地震への対応について（御礼）

謹啓

盛夏の候、内閣総理大臣及び政府自民党におかれましては、ますますご隆盛のこととお喜び申し上げます。

日頃から本会厚生連事業につきまして特段のご理解・ご高配を賜り、衷心より厚く御礼申し上げます。

さて、7月16日に発生いたしました新潟県中越沖地震におきまして地元新潟県柏崎市にごございます本会の刈羽郡総合病院は地域基幹病院・災害拠点病院として早速救急患者の受入れを開始し、診療態勢の確保に努めたところであります。

しかしながら、当院においても被災を受け、特にライフラインの停止により通常の診療機能に障害が生じるなど過去にない大変な状況となりました。

こうしたなか、国による災害派遣医療チーム（DMAT）のご派遣及び救援物資のご支援等、迅速且つ適切な措置によりまして、何とか急場をしのぐことができました。これも偏に安倍総理を始めとする政府与党の皆様方によります格別なるご配慮・ご支援の賜物と深く感謝申し上げます。

これから、震災復旧に向け組織を挙げてがんばっていく所存でありますので、今後とも変わらぬご支援・ご理解を賜りますようお願い申し上げます。取り急ぎ御礼の挨拶とさせていただきます。

謹白

DMAT運用に関する今後の課題

—新潟県中越沖地震での活動等を踏まえて—

- 派遣要請の方法等の問題(初動体制の確立)
 - 都道府県からの要請が来ない、遅い
 - 統括DMATの役割
 - 統括の役割が明確でない。統括者のサポート体制も必要
 - 被災地への交通手段
 - 被災地内を走行するためには緊急車両が必要
 - 被災地内での情報通信
 - DMAT間や災害対策本部等との情報通信方法が確立していない
 - EMISの諸問題
 - DMAT管理メニューの使い勝手が悪い
 - ヘリコプター運用の諸問題
 - 消防防災ヘリとドクヘリの役割分担、要請方法が不明確
 - ドクヘリの広域災害時の運用が不明確
- 等々

平成20年度予算案(新規事業)の概要

1. 災害医療調査ヘリコプター運用事業(案)

(1) 目的

地震等大規模災害発生時に、災害医療の専門家が、速やかにヘリコプターをチャーターして被災地に入り、被災地の医療に係る被害状況を把握し、被災都道府県や消防機関等の関係機関と連携し、情報の共有化を図ることにより、迅速かつ適切な医療の確保を図ることを目的とする。

(2) 補助対象

独立行政法人国立病院機構災害医療センター

2. 災害拠点病院等活動支援事業(案)

○ 防災訓練等参加費

(1) 目的

総合防災訓練の一環として行われる広域医療搬送実働訓練や国民保護訓練など国又は国と地方公共団体との合同で実施される防災訓練等へのDMATの参加を促進することを目的とする。

(2) 補助対象

都道府県からDMAT指定医療機関として指定を受けた病院の開設者

(3) 基準額

厚生労働大臣が必要と認めた額

(4) 対象経費

旅費、需用費(自動車借料、燃料費)

(5) 補助率 10/10

○ DMAT活動費

(1) 目的

災害発生時に被災都道府県又は厚生労働省から派遣要請を受けたDMATが、被災地における、災害現場での医療、病院支援、患者搬送等の災害急性期での医療の確保のための活動を有機的かつ効果的に実施できるよう支援することを目的とする。

(2) 補助対象

都道府県の指定を受けたDMAT指定医療機関の開設者が行うDMAT活動に対して都道府県が補助する事業

(3) 基準額

厚生労働大臣が必要と認めた額

(4) 対象経費

報酬、給料、職員手当等、旅費、需用費(消耗品費、医薬材料費、医療用消耗品費、自動車借料、燃料費、食糧費)、役務費(通信運搬費)

(5) 補助率 1/2(国1/2、都道府県1/2)

日本DMAT活動要領の見直し

現 行

(派遣要請)

- ・ DMATの派遣は、被災地の都道府県からの要請に基づくものである。
- ・ 緊急でやむを得ない場合、厚生労働省、都道府県等は、被災地の都道府県の要請がなくとも、医療機関の自発的な活動に期待した要請を行うことができるものとする。

(統括DMAT)

- ・ DMATの運用に関する専門的知見を持ち、厚生労働省に認定されたものとする。
- ・ 日本DMAT隊員養成研修において指導的役割を果たす。
- ・ 災害時においては、DMATの運用の指導的役割を果たし、責任者となるものである。

(都道府県と医療機関の協定)

- ・ 活動は、都道府県と医療機関等との間で締結された協定に基づくものである。

(費用の支弁)

- ・ 都道府県との事前の協定に基づいて支弁されるものとする。
- ・ 災害救助法が適用され場合には、災害救助法による費用の支弁が可能となる。

見直し(素案)

(派遣要請)

- ・ DMATの派遣は、被災地の都道府県又は厚生労働省からの要請に基づくものとする。
- ※被災都道府県は統括DMAT、災害医療専門家の助言を得る。
- 厚生労働省からの派遣要請は、被災地の都道府県からの要請とみなすものとする。
- ・ 被災都道府県のDMATは、一定規模以上(例:震度6弱以上の地震が発生した場合等)の災害が発生した場合は、都道府県又は厚生労働省の派遣要請に依らず、出動するものとする。(地域防災計画等に明記)
- ・ 県域を越えた出動基準は検討中
- ・ 「医療機関の自発的な活動に期待した要請」は削除

(統括DMAT)

- ・ 役割、資格要件、具体的業務等を追記
例:災害時、時間とともに変化する様々な局面において、関係する組織と連携・調整を図りつつDMATを統括する者

(都道府県と医療機関の協定)

- ・ 運用計画、協定書の雛形を例示

(費用の支弁)

- ・ 平成20年度新規事業(DMAT活動費)を追記
災害救助法が適用されない災害であって、被災都道府県又は厚生労働省が要請した場合(DMAT指定医療機関に限る)